

長浜市訓令第32号

長浜市病院再編推進本部設置規程（令和5年長浜市訓令第55号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市病院再建・再編推進本部設置規程

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 湖北医療圏（長浜市及び米原市の地域をいう。）において、良質かつ適切な医療を安定的かつ効率的に提供できる持続可能な体制を確保するため、長浜市病院再建・再編推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市立長浜病院及び長浜市立湖北病院の経営改善に関すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市立長浜病院、長浜市立湖北病院及び長浜赤十字病院の病院機能及び診療科の再編並びに経営一体化の推進に係る進行計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

第3条第3項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「病院再編推進」を「病院事業連携」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康福祉部長

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第7条中「地域医療課」を「健康医療政策課」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。